

法 科 大 学 院 （総合法制専攻） 自 己 評 価 報 告 書

I	法科大学院（総合法制専攻）の教育目的と特徴	1
II	分析項目ごとの水準の判断	
	分析項目 I 教育の実施体制	2
	分析項目 II 教育内容	7
	分析項目 III 教育方法	14
	分析項目 IV 学業の成果	20
	分析項目 V 進路・就職の状況	25
III	改善への取組状況	27

平成 27 年 12 月

I 法科大学院（総合法制専攻）の教育目的と特徴

1. [教育目的]

本法科大学院の基本的な教育目的は法学理論と法実務の両面に関する「優れた法曹」を養成することである。本法科大学院の考える「優れた法曹」とは、裁判官・検察官・弁護士に共通して求められる、以下の①から⑥を備えた者である。

- ① 現行法体系全体の構造に関する正確な理解
- ② 冷静な頭脳と温かい心をもって社会を観察し、そこに問題を発見する能力
- ③ 広い視野から多様な視点を設定して具体的な問題について考察する能力
- ④ 緻密で的確な論理展開をする能力
- ⑤ 他者とのコミュニケーションに関する高度の能力
- ⑥ 知的なエリートとしての誇りとそれに伴う責務の自覚

上記の基本的な目的を実現するために、本法科大学院は、以下の具体的な目標を立てている。

(1) 教育実施体制面

法学理論と法実務との架橋を実現するための経験豊富な実務家教員の適正な配置と男女共同参画社会の実現に向けた女性教員比率の向上。

(2) 教育内容・方法面

2ないし3年間の教育課程において「優れた法曹」を養成することを可能にする適切なカリキュラムの編成と少人数・対話型双方向授業の積極的導入。

(3) 成果面

「厳格で公正な成績評価」に基づく進級制の採用を通じた、関係者の期待に応えうる「優れた法曹」の輩出。

2. [特徴]

本法科大学院は、法学研究科内の一専攻（総合法制専攻）であると同時に、実務法曹や企業法務で活躍する高度専門職業人としての法律実務家の養成を目的として、平成16年度に開設された専門職大学院であり、本法科大学院の教育の特徴は次の諸点にある。

① 法理論的基礎の確実な修得

「優れた法曹」を養成するため、その教育において、法理論的基礎を確実に修得させることを重視している。

② 紛争解決の実態に即応した総合的・横断的な法律基本科目の編成

法律基本科目に関して、第1年次では、憲法・行政法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法という科目ごとに基本的・体系的知識の確実な修得を図り、第2年次では、分野横断的な内容を取り扱う「実務民事法」、「実務刑事法」及び「実務公法」の3科目を配置し、理解の深化と能力の涵養を図っている。

③ 法学教育における実務と理論の架橋

実務経験が豊富であるばかりでなく、理論面にも秀でた、多くの法曹を実務家教員として配置している。

④ 実務的・先端的・学際的・現代的・国際的科目の充実

研究者教員・実務家教員の多様性を反映して、実務的・先端的・学際的・現代的・国際的な分野に関して充実した授業科目を開設している。

Ⅱ 分析項目ごとの水準の判断

分析項目Ⅰ 教育の実施体制

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1 基本的組織の編成

(観点に係る状況)

本法科大学院（綜合法制専攻）は、大学院法学研究科の中の一専攻であるが、他専攻からは区別された独自の学生定員を設けている。教員組織は、法科大学院専任教員のほか、法学研究科の他の2専攻に属する兼担教員及び他大学等に所属する兼任教員から成る。法科大学院専任教員は全員が大学院法学研究科の専任教員としての地位を有している。

1. 学生定員と現員

学生定員と現員は平成 27 年 5 月 1 日現在で次の表のとおりである（【資料 1-1-1】）。

第 1 年次生（法学未修者）が定員を大幅に下回っているのは、入学者選抜において 50 名の定員のうち、法学未修者コース（標準修了期間 3 年）20 名と法学既修者コース（標準修了期間 2 年）30 名を目途に入学させることとしているためである。

なお、第 2 年次生、第 3 年次生も定員を大幅に下回っているが、それは、近年の法科大学院に対する逆風のため全国的に法科大学院の志願者が減少したこと、それに伴い、首都圏の有力法科大学院の入試難易度が低下し、本法科大学院の合格者が、そのような法科大学院へ入学することが多くなったためである。

【資料 1-1-1：学生定員と現員】

定 員	現員（平成 27 年 5 月 1 日現在）
入学定員	第 1 年次生 20
	第 2 年次生 37
	第 3 年次生 34
収容定員 180	計 91

(出典：専門職大学院係調べ)

本法科大学院は、平成 22 年度入学者から、入学定員を 100 名（法学既修者 55 名程度、法学未修者 45 名程度）から 80 名（法学既修者 55 名程度、法学未修者 25 名程度）に削減したが、上記のような全国的な状況に対応するため、さらに平成 26 年度入学者から、入学定員を 50 名（法学既修者 30 名程度、法学未修者 20 名程度）に削減すると同時に、平成 26 年度入試から、併願制を導入し、入学者数の確保に努めることとした。なお、入学定員を削減したことに伴い、第 2 年次の基幹科目のクラス数を 1 クラスとし、1 限から 2 限の休憩時間を 20 分に変更することにより、授業後の質問時間の確保を図り、加えて、オフィス・アワー時間の拡充により、学修支援を強化することとした。他方、実務基礎科目の必修科目については、実務家として必要な技能についても学修するものであり、自習等による学習も難しいという性質を有することから、少人数による教育に適していると考えられるため 2 クラス制を維持することとした。

2. 教員組織の構成

教員組織につき、平成 27 年 5 月 1 日現在の教員（講師以上）55 名、内訳は、専任教員 25 名（みなし専任教員 3 名を含む〔なお、定員削減により、次回の認証評価においては、みなし専任教員数は 2 名となる予定である〕）、兼担教員（法学研究科他専攻所属）12 名、兼任教員（外部非常勤講師）18 名である（後掲【資料 1-1-3】参照）。法律基本科目専任教員数、科目群ごとの専任教員数は、次の表のとおりである（【資料 1-1-2】）。本法科大学院は、専門職大学院としての教育を担うに相応しい資質を備えた教員を適正に配置している。

【資料 1-1-2：専任教員の配置】

職	法律基本科目								法律実務 基礎科目	基礎法・ 隣接科目	展開・先 端科目	計
	憲 法	行 政 法	民 法	商 法	民 訴	刑 法	刑 訴	そ の 他				
教 授	2	1	3	2	1	2	1	1	8	3	6	30
准教授	1	0	1	1	0	0	1	0	1	2	3	10
講 師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3	1	4	3	1	2	2	1	9	5	9	40

（註：法律基本科目の担当教員が、法律実務基礎科目、基礎法・隣接科目、展開・先端科目を担当することがあるため、合計教員数は延べ人数となり、専任教員数の実数とは一致しない。）（出典：専門職大学院係調べ）

本法科大学院の教員の組織編成の特徴の第1は、専任教員に占める女性教員の割合が約30%（20名中6名）と極めて高いことである。この割合は、兼任教員を加えると約34%（32名中11名）とさらに高いものとなる。

本法科大学院の教員の組織編成の特徴の第2は、理論と実務の架橋を可能にするために、実務経験が豊富で、かつ、理論面にも秀でた実務家教員を適正に多数配置している点である。その内訳は、実務家・専任教員3名と実務家・みなし専任教員3名の併せて、専任教員6名（派遣裁判官1名、派遣検察官1名を含む）及び、兼任教員8名（派遣裁判官1名を含む）である（【資料1-1-3】）。

【資料 1-1-3：教員組織の構成、学外兼任教員数】

区 分	教 授	准教授	講 師	計	法曹実務経験者
専任教員	13	7	0	20	0
実務家・専任教員	3	0	0	3	2
専任ではあるが他専攻の専任教員	0	0	0	0	0
実務家・みなし専任教員	3	0	0	3	3
兼任教員（他専攻の教員）	5	7	0	12	
兼任教員（他大学等の教員等）	0	0	18*	18	

（註*：派遣裁判官1名、その他法曹実務経験者7名を含む）

（出典：専門職大学院係調べ）

観点 1-2 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

（観点に係る状況）

1. ファカルティ・ディベロップメント（FD）の体制、内容・方法と実施状況

本法科大学院では、平成17年度に教員授業参観制度を設けて以降、現在に至るまで、教員の相互評価を通じた担当授業科目における教育の質的向上を図っている。

【別添資料 1：法科大学院各種委員会等構成・分担】

【別添資料 2：法科大学院 FD・教員授業参観制度 実施要領】

（出典：専門職大学院係資料）

また、本法科大学院では、FD委員会の主催するFD懇談会の開催、各種研修会・シンポジウム等への教員の派遣、学外講師によるFD講演会の開催等を通じて、少人数・対話型双方向授業の効果的な実践例や他大学の教育改善の取り組みについて積極的に学んでいる。さらに、教員相互の授業参観を通じて、教員間で優れた授業の実践例の共有化を行っている。

FDの実施状況は次頁の表のとおりである（【資料1-2-1】）。

【資料1-2-1：ファカルティ・ディベロップメントの実施状況】

平成 26 年度（学外）

日付	出張理由	出張先	出張者
平成 26 年 5 月 31 日 （土）	法科大学院協会総会	京都大学吉田キャンパス	成瀬幸典教授
平成 26 年 8 月 25 日 （月）	法科大学院協会民事系教員研修	司法研修所（埼玉県和光市南）	今津綾子准教授
平成 26 年 11 月 1 日 （土）	法科大学院協会総会	中央大学・駿河台記念館	成瀬幸典教授

平成 27 年度（学外）

日付	出張理由	出張先	出張者
平成 27 年 5 月 30 日 （土）	法科大学院協会総会	中央大学・駿河台記念館	成瀬幸典教授
平成 27 年 8 月 28 日 （金）	法科大学院協会刑事系教員研修	司法研修所（埼玉県和光市）	遠藤聡太准教授
平成 27 年 9 月 2 日 （水）	法科大学院協会民事系教員研修	司法研修所（埼玉県和光市）	坂田宏教授

平成 26 年度（学内）

○懇談会

日付	開催内容	会場
平成 26 年 7 月 2 日 （水）	司法試験の結果分析について 学修支援委員会からの報告について	法学研究科大会議室

○講演会

日付	開催内容	会場
平成 26 年 7 月 14 日 （月）	FD セミナー「法科大学院修了生の職域と企業法務」 講師：松永秋彦氏（三井化学株式会社法務部長）、木岡勇介氏（三井化学株式会社法務部員）	エクステンション教育研究棟演習室 206

○授業参観・共同授業

日付	開催内容	会場
平成 26 年 4 月 4 日 （金）	カリキュラム等委員会主催 「教員のための手引き」説明・研修会	法学研究科小会議室

平成 27 年度（学内）

○講演会

日付	開催内容	会場
平成 27 年 6 月 11 日 （木）	FD セミナー「法科大学院修了生の職域と企業法務」 講師：原田庸一郎氏（三菱重工業株式会社 総務法務部・法務担当部長）	エクステンション教育研究棟講義室 302

○授業参観・共同授業

日付	開催内容	会場
平成 27 年 4 月 3 日 (金)	教務委員会主催「教員のための手引き」説明・研修会	法学研究科 小会議室

(出典：専門職大学院係)

2. 学生による授業評価

本法科大学院では、開設当初の平成 16 年度より、学生による授業評価アンケートを、毎学期、すべての授業科目で実施している。アンケートの結果は、集計後、各教員の授業内容の向上に役立つよう、直接個々の教員に紙媒体で配付している。また、集計結果の全体平均を算出して各教員に配付し、個々の教員が自己の結果とそれを比較することによって、改善点を見出すことができるように配慮している。さらに、この集計結果の全体平均については、TKC 教育研究支援システムを通じて、本法科大学院に所属している教員及び学生が閲覧できる状態にしている。

なお、学生による授業評価を、授業内容の改善に、より効果的に活用するため、平成 22 年度から、各教員が、アンケート結果に対して所見を作成し、それを専門職大学院係に備え付けることとした。所見の内容については学生及び教員が閲覧できることとしている。

3. 学修支援委員会(カリキュラム等検討委員会)による学習支援策の検討

本法科大学院では、平成 24 年度後期より、法科大学院運営委員会の下に、学修支援委員会（平成 27 年度よりカリキュラム等検討委員会と改称）を設け、よりよい学習支援体制の整備に努めている。学修支援委員会の構成員は、委員長を除き、法科大学院を修了した若手教員であり、法科大学院長からの諮問事項について、法科大学院生としての経験を踏まえた意見交換を行い、その内容を法科大学院長に報告することとなっている。なお、院長は上記報告につき法科大学院としての実施可能性を検討した上で、運営委員会に諮ることとしており、平成 26 年度には、定期試験講評会及び司法試験問題解説会の実施が、平成 27 年度には、特別選抜入試の導入に伴う入学前指導の内容が決定された。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を大きく上回る。

(判断理由)

教員構成において、女性比率及び研究・教育・実務歴に配慮した上で、経験豊富な実務家教員を多数配置すると同時に、研究者教員と実務家教員との協働による教育を実施できる体制を整えている。

また、教員の配置も、科目群間のバランス、年齢構成と女性教員比率、授業科目と個別の教員の専門・経歴との対応関係のいずれにおいても、均衡の取れたものであり、教育上必要な教員が適切に授業科目を担当している。とりわけ、裁判所・検察庁からの派遣教員をはじめとして、実務経験の豊富な専任及び兼任教員を多数擁し、理論と実務の架橋が図られている（観点 1-1）。

加えて、教育内容、教育方法の改善のために、ファカルティ・ディベロップメント、教員相互による授業参観、学生による授業評価等の制度が整えられ、着実に実施されており、これを実施するための組織化も行われている。さらに、学修支援委員会（平成 27 年度よりカリキュラム等検討委員会と改称）を設置し、学習支援体制の整備に努め、毎年度、同委員会により提案された新たな学習支援策が講じてられている。（観点 1-2）。

以上のことを総合すると、「法学理論と法実務との架橋を実現するための経験豊富な実務家教員の適正な配置と男女共同参画社会の実現に向けた女性教員比率の向上」という教育実施体制面での目的に照らして、本法科大学院の教育実施体制は極めて優れたものといえ、関係者から期待される水準を大きく上回るものと判断される。

分析項目Ⅱ 教育内容

(1) 観点ごとの分析

観点2-1 教育課程の編成

(観点に係る状況)

1. 教育課程の内容・構成

本法科大学院は、2年又は3年間で、現行法体系全体の構造を正確に理解する能力、具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察する能力、緻密で的確な論理展開能力、他者とのコミュニケーションを図る高度の能力などを備えた「優れた法曹」を養成するため、広範にわたる法分野を体系的に学ぶことのできる教育課程を編成している。

① カリキュラムの概要

課程修了要件は、平成23年度（未修）入学者から、第1年次科目30単位、基幹科目28単位、実務基礎科目のうち必修科目10単位及び選択必修科目4単位以上、基礎法・隣接科目4単位以上、及び展開・先端科目16単位以上の修得を含む96単位以上の修得である。

カリキュラムの概要は次の表のとおりである（【資料2-1-1】）。

【資料2-1-1：カリキュラムの概要】



(出典：平成27年度法科大学院パンフレット)

② 授業科目の配置、必修・選択科目の配分

授業科目の配置は次の表のとおりである（【資料 2-1-2】【別添資料 3：開講科目一覧・授業担当者・履修者数】）。

【資料 2-1-2：授業科目の配置】

修了要件： 各科目群から必要とされる単位の合計 96 単位（法学既修者については合計 66 単位）
L1 科目 （1 年次における最大履修登録単位数は合計 34 単位）
第 1 年次科目 （30 単位必修）： 憲法（4 単位）／行政法（2 単位）／民法Ⅰ（4 単位）／民法Ⅱ（4 単位）／民法Ⅲ（4 単位）／刑法（4 単位）／商法（4 単位）／民事訴訟法（2 単位）／刑事訴訟法（2 単位） 法律基本科目，基礎法・隣接科目： 法律基礎演習（1 単位）リーガル・リサーチ（2 単位）法学の基礎（1 単位）を履修可。
L2 科目 （2 年次における最大履修登録単位数は合計 36 単位）
基幹科目 （28 単位必修）： 実務公法（6 単位）／実務民事法（14 単位）／実務刑事法（8 単位） 実務基礎科目，基礎法・隣接科目，展開・先端科目 （L2・3 科目）から 8 単位まで選択
L2・3 科目 （3 年次における最大履修登録単位数は合計 44 単位）
応用基幹科目 （6 単位まで履修可）： 応用憲法（2 単位）／応用行政法（2 単位）／応用民法（2 単位）／応用刑法（2 単位）／応用商法（2 単位）／応用民事訴訟法（2 単位）／応用刑事訴訟法（2 単位） 実務基礎科目 （10 単位必修、4 単位以上選択必修）： 法曹倫理（2 単位）／民事要件事実基礎（2 単位）／民事・行政裁判演習（3 単位）／刑事裁判演習（3 単位）（以上、必修科目） リーガル・クリニック（2 単位）／ローヤリング（2 単位）／エクスターンシップ（2 単位）／模擬裁判（2 単位）（以上、選択必修科目） リーガル・リサーチ（2 単位 L1、L2 配当）／民事法発展演習（2 単位）／刑事実務基礎演習（2 単位）／刑事実務演習Ⅰ（2 単位）／刑事実務演習Ⅱ（2 単位）／刑事実務演習Ⅲ（2 単位）（以上、選択科目） 基礎法・隣接科目 （4 単位以上修得）： 日本法曹史演習／西洋法曹史／実務法理学Ⅰ、Ⅱ／実務外国法／現代アメリカの法と社会／法と経済学／外国法文献研究Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ 展開・先端科目 （16 単位以上修得）： 環境法Ⅰ*、Ⅱ*／租税法基礎*／実務租税法／医事法／金融商品取引法／金融法／経済法Ⅰ*、Ⅱ*／企業法務演習Ⅰ、Ⅱ／商取引法演習／民事執行・保全法／倒産法*／応用倒産法*／実務労働法Ⅰ*、Ⅱ*／社会保障法／知的財産法Ⅰ*、Ⅱ*／知的財産法発展*／実務知的財産法／少年法・刑事政策／国際法発展*／国際法発展演習*／国際人権・刑事法／トランスナショナル情報法／実務国際私法Ⅰ*、Ⅱ*／ジェンダーと法演習／子どもと法演習／リサーチペーパー *は司法試験選択科目対応科目

（出典：法科大学院学生便覧）

【別添資料 3：開講科目一覧・授業担当者・履修者数（平成 27 年度）】

（出典：専門職大学院係調べ）

本法科大学院では、第 1 年次において、法学未修者に対し、第 1 年次科目として、憲法、行政法、民法Ⅰ～Ⅲ、刑法、商法、民事訴訟法、及び刑事訴訟法を開講し、1 年間で法学既修者とともに学ぶ前提となる能力を養うことを目的とした教育を行っている。平成 26 年度からは、これら第 1 年次科目に加え、学修支援科目として、新たに「法律基礎演習」と「法学の基礎」を設けた。

第 2 年次においては、基幹科目（必修）として、民法、商法、民事訴訟法を融合した実務民事法、

（出典：平成 27 年度法科大学院パンフレット）

観点 2-2 学生や社会からの要請への対応

（観点に係る状況）

1. 法学部以外の出身者、社会人経験者への門戸開放

本法科大学院においては、学生や社会の要請に対応しうる入学者選抜試験を実施しており、法学部以外の出身者や社会人経験者に広く門戸を開いており、実際にも次の表のとおり入学者の経歴は多様性を示している（【資料 2-2-1】）。平成 28 年度入試からは、他学部出身者及び社会人経験者を対象とする特別選抜制度を実施し、多様な人材の受け入れをさらに促進するとともに、特別選抜合格者が法科大学院入学後に円滑に学修を行なえるよう、入学前指導を実施することとした。

【資料 2-2-1：他学部・社会人入学生】

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
入 学 定 員	50	50	80
入 学 者 数	35 (11)	43 (6)	35 (5)
うち、法学未修者	15 (3)	16 (3)	12 (3)
うち、法学既修者	20 (8)	27 (3)	23 (2)
うち、他学部出身者 又は社会人経験者	12 (3)	13 (2)	10 (1)
うち、他大学出身者	20 (4)	19 (3)	20 (2)
入学定員に占める 入学者数の率	0.70	0.86	0.43
入学者数に占める他学部 出身者又は社会人経験者の 率	0.34	0.30	0.28
入学者数に占める 他大学出身者の率	0.57	0.44	0.57

（*括弧内は女子内数）

（出典：専門職大学院係調べ）

本法科大学院は、高度な専門職業人の養成という設置の趣旨から、法科大学院において開講されている授業科目を法学部学生及び他専攻の学生等が履修することを認めていない。

また、厳格な進級制度を実効性あるものとし、授業の予習・復習の時間を十分に確保するため、第 1 年次 34 単位、第 2 年次 36 単位、第 3 年次 44 単位の履修単位の上限を定めている。

なお、後述のとおり（観点 4-1 参照）、平成 22 年度の未修者コース入学者からは、進級要件を厳格化し、必修科目である第 1 年次科目及び第 2 年次の基幹科目について、そのすべての単位を取得するとともに、その成績の単位加重平均値が 65 点を超えない者については、進級を認めないこととした。

留学については、2 ないし 3 年の短期間で高度な専門職業人を養成するという法科大学院の制度的制約から、原則として、認めていないが、入学者選抜において、留学経験を含めた多様な社会的経験を評価することにより、国際的視野を持った学生の確保等に配慮している。

2. キャリア教育・インターンシップ

キャリア教育・インターンシップについては、専門職大学院の設置趣旨に即して、充実した授業科目を開講している。具体的には、リーガル・クリニック（模擬法律相談）、ローヤリング（模擬法律相談・交渉演習）、エクスターンシップ（法律事務所研修）、模擬裁判、民事・行政裁判演習、刑事裁判演習の各授業科目を設けており、履修状況は次の表のとおりである（【資料 2-2-2】）。このうち、エクスターンシップは、学外の法律事務所を受け入れ先として、学生が実務研修を行うものであり、そ

れ以外の科目は、学内で弁護士・検察官・裁判官としての経験を有する教員が実務に携わる者に要求される基本的な知識や技能に関する教育を行うものであるが、いずれの科目も、経験豊富な専任及び兼任の実務家教員が担当しており、最高水準のキャリア教育と呼ぶにふさわしい内容となっている。

【資料 2-2-2：キャリア教育・インターンシップの実施状況】

科 目 名	単位数	担当者	受講者数 (H27)
民事・行政裁判演習	3	信濃教授 佐々木(洋)講師	34 (17人, 17人の2クラス)
刑事裁判演習	3	矢部教授 内田講師 伊藤講師 翠川講師	34 (17人, 17人の2クラス)
リーガル・クリニック	2	官澤教授	6
ローヤリング	2	佐藤(裕)教授	23 (Aクラス 14) (Bクラス 9)
エクスターンシップ	2	官澤教授 坂田教授	26
模擬裁判	2	矢部教授 廣瀬講師 翠川講師	11

(出典：専門職大学院係調べ)

なお、課外のキャリア支援の取り組みとして、平成 19 年度より、法科大学院運営委員会の下に就職担当（平成 22 年度より進路委員会と改称）を設け、平成 19 年 9 月以降、多くの就職説明会や関連講演会を開催してきた。また、仙台弁護士会等の協力の下に修了生及び在校生に対する就職支援も行っている。

【資料 2-2-3：キャリア支援のための説明会・講演会開催状況】

○ 連続講演会の実施状況

(平成 26 年度)

日付	時間	会場	講師	講演内容
平成 26 年 6 月 27 日(金)	16:20 ～ 17:50	エクステンション教育研究棟講義室 201A	赤石圭裕弁護士(弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所)、伊藤今日平弁護士(井野法律事務所)	法科大学院での勉強の進め方
平成 26 年 7 月 14 日(月)	16:20 ～ 17:50	エクステンション教育研究棟講義室 201A	松永秋彦氏 (三井化学株式会社法務部長)	経営のグローバル化と企業法務の取り組み
平成 26 年 10 月 30 日(木)	16:20 ～ 17:50	エクステンション教育研究棟講義室 201A	村上愛子検事(仙台地方検察庁)	検察官の仕事について
平成 26 年 11 月 6 日(木)	16:20 ～	エクステンション教	安藤秀樹氏、江副麻美子氏、米山功兼氏、渡辺拓也氏	合格者と語る会

	17:50	育研究棟 講義室 201A		
--	-------	---------------------	--	--

(平成 27 年度)

日付	時間	会場	講師	講演内容
平成 27 年 6 月 8 日(月)	16:20 ～ 17:50	エクステンション教育研究棟講義室 201A	西谷隆検事(仙台高等検察庁刑事部長)	検察官の業務やその魅力について
平成 27 年 6 月 11 日(木)	18:00 ～ 19:30	エクステンション教育研究棟講義室 201A	原田庸一郎氏(三菱重工業株式会社総務法務部・法務担当部長)	三菱重工・法務紹介(世界を変えるきみはどこにいる)
平成 27 年 6 月 18 日(木)	18:00 ～ 19:30	エクステンション教育研究棟講義室 201A	相澤央敏弁護士(みらい法律事務所)、高橋芳代子弁護士(杉山法律事務所)	法曹となる夢を実現するために～先輩弁護士の経験に聴く
平成 27 年 6 月 25 日(木)	18:00 ～ 19:30	エクステンション教育研究棟講義室 201A	杉坂春奈弁護士(七十七銀行)	企業法務における弁護士の仕事～渉外法律事務所と社内弁護士の経験から～
平成 27 年 11 月 12 日(木)	13:00 ～ 14:30	エクステンション教育研究棟講義室 201A	加藤由衣氏、川路耕司氏、菅野浩平氏、藤間環氏	合格者と語る会

○就職支援説明会

(平成 26 年度)

月日	時間	会場	プログラム	実施内容
平成 26 年 9 月 26 日(金)	15:00 ～ 17:00	エクステンション教育研究棟講義室 201A	15:05～15:30 阿閉正則判事・東北大学教授(派遣裁判官) 15:40～16:05 矢部良二検事・東北大学教授(派遣検察官) 16:05～16:15 質疑応答 16:15～16:40 伊藤今日平弁護士(井野法律事務所・2011 年度修了生) 16:40～16:45 質疑応答	裁判官・検察官・弁護士・後継者養成コース・研究者の就職のプロセス、ノウハウなどの説明

			16:45～16:55 佐藤隆之・東北大学教授 16:55～17:00 質疑応答	
--	--	--	---	--

（平成 27 年度）

月日	時間	会場	プログラム	実施内容
平成 27 年 9 月 17 日（木）	15:00～17:00	エクステンション教育研究棟講義室 201A	15:05～15:20 阿閉正則判事・東北大学教授（派遣裁判官） 15:20～15:50 矢部良二検事・東北大学教授（派遣検察官） 15:50～16:00 質疑応答 16:00～16:30 後藤泰己弁護士（エール法律事務所・2012 年度修了生） 16:30～16:40 質疑応答 16:40～16:50 坂田宏・東北大学教授 16:50～17:00 質疑応答	裁判官・検察官・弁護士・後継者養成コース・研究者の就職のプロセス、ノウハウなどの説明

○合同企業講演会
（平成 27 年度）

日付	時間	会場	講師	講演内容
平成 27 年 11 月 26 日（木）	13:00～16:00	エクステンション教育研究棟講義室 201A	佐藤礼司氏（七十七銀行人事部人事課課長代理） 小室昇氏（日本銀行仙台支店次長）	合同企業講演会、会社ごとのブースに分かれての相談会

（出典：専門職大学院係調べ）

3. 教育情報の発信

本法科大学院に対する社会の要請を把握し、それに対応すべく、学外有識者による外部評価を受けているほか（観点 5-2 参照）、本法科大学院の教育を志願者のみならず広く社会に広報する機会として、オープン・キャンパスを行い、模擬授業や個別相談などを通じて、参加者に本法科大学院の魅力を伝えるとともに、アンケートを実施して、その結果を改善のための資料としている。さらに、法科大学院教育の意義等に対する社会一般の理解を得るために、平成 26 年度、平成 27 年度には、法科大学院協会主催の「法科大学院が分かる会」を東北会場の開催校として実施した。

（2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準を大きく上回る。

（判断理由）

法律基本科目に関しては、第 1 年次において、第 1 年次科目、第 2 年次において、基幹科目において理論教育を行い、法的紛争の総合的な解決に必要な姿勢を涵養した上で、第 3 年次において、応用基幹科目で知識の定着と理解のさらなる深化を図る教育を行う、という段階的な授業科目編成を行っている。また、各科目群にわたり研究者教員と実務家教員が協働して科目を担当するなど、理論と実

務の架橋を図り、「優れた法曹」を養成する体制を整備している。第2・第3年次に、法律基本科目と実務基礎科目を配していることは、“優れた法曹”の養成及び理論と実務の架橋という観点に照らして、的確な教育課程の編成であり、さらに、展開・先端科目を多数配置していることは、社会の高度化に対応した教育課程だといえる（観点2-1）。

また、従来から、他学部出身者、社会人経験者に対して門戸を開き、実際にも積極的に受け入れてきたが、平成28年度入試から、特別選抜入試を導入し、多様な人材の受け入れをさらに促進するとともに、合格者に対する入学前指導を実施し、入学後の学修を円滑に進めることが出来るよう配慮していること、エクスターンシップ（法律事務所研修）をはじめとして、充実したキャリア教育・インターンシップに関連する授業科目を設けていることから、学生や社会からの要請に充分に応える教育課程への配慮がなされている（観点2-2）。

以上のことを総合すると、「2ないし3年間の教育課程において『優れた法曹』を養成することを可能にする適切なカリキュラムの編成」という教育内容に関する目的に照らして、本法科大学院の教育内容は極めて優れたものといえ、関係者から期待される水準を大きく上回るものと判断される。

分析項目Ⅲ 教育方法

（１）観点ごとの分析

観点 3-1 授業形態の組合せと学習指導法の工夫

（観点到に係る状況）

1. 少人数教育を重視した授業形態・学習指導法

本法科大学院では、講義形態の授業に加え、10名程度を標準とした演習が開講されている。

開設以来、演習科目に限らず、講義科目においても、少人数教育を実施してきたが、平成22年度における学生定員の削減に伴い、第1年次配当科目は20名程度を、第2年次以降に配当される基幹科目をはじめとする必修科目については、1クラス25名から40名を標準とするクラス編成を行っている（【資料3-1-1】）。

【資料3-1-1：クラス編成】

（平成27年5月1日現在）

クラス名	L1	L2-1	L2-2
人数 (26年度)	18	23	22
人数 (27年度)	18	19	18

（出典：専門職大学院係調べ）

教育方法については、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられている。法律基本科目をはじめ多くの科目においては、少人数による双方向・多方向の質疑形式を活用しているほか、実務基礎科目である法曹倫理やリーガル・リサーチにおいては、TKC教育研究支援システムを通じて、研究者教員と実務家教員が協力して作成した独自の教材を提供するなど、適切な教材を用いることによって、専門的な法知識、思考能力、法曹としての必要な種々の能力の育成を図っている。

2. TA等の教育補助者の活用

本法科大学院生に対する授業外での学修支援として、研究大学院の後期課程の学生をTAとして採用しているほか、研究大学院を修了した助教による学習指導を実施している（【資料3-1-2】）。

【資料3-1-2：TA等の教育支援者の配置】

身分	TA	担当科目
博士後期課程	1	医事法
博士後期課程	1	家族法
博士後期課程	1	民法Ⅲ
博士後期課程	1	実務民事法
博士後期課程	1	民法基礎演習Ⅱ

（*TAは延べ人数とする）

氏名	専門	採用年月日
佐俣 紀仁	国際法	平成23年4月1日
堀見 裕樹	国際法	平成23年7月1日
中村 逸春	政治思想史	平成25年4月1日
木村 元	国際法	平成26年4月1日
品川 仁美	商法	平成26年4月1日
小野田 喜美雄	西洋政治思想史	平成27年4月1日
MASLOW SEBASTIAN	政治学	平成27年4月1日
ROOTS MAIA	民法	平成27年4月1日

（*TAは延べ人数とする）

（出典：総務係まとめ）

3. 授業形態・学習指導法に応じた教室等の活用

平成22年7月27日にエクステンション教育研究棟が完成し、従来、片平キャンパス内に分散していた各施設・設備が一箇所に集約され、より充実した学習環境が整備された。

本法科大学院は、【別添資料6】にある大講義室、中講義室、演習室を、授業規模・授業形態・学習指導態様に応じて活用している。具体的には、必修科目のクラス授業では中講義室を、選択科目の講

義及び演習では人数に応じた講義室を用いているほか、模擬裁判では模擬法廷室を活用している。なお、必修科目においては、学生の席を固定することにより、教員と学生間の双方向・多方向の質疑形式の授業の充実を図っている。また、リーガル・リサーチではノート・パソコンとネットワークを介した効果的な授業を実施している。

【別添資料 6：施設配置図】

（出典：専門職大学院係資料）

4. 開設授業科目別の授業担当者と履修者数

開設授業科目別の授業担当者と履修者数は上記【別添資料 3】のとおりであり、法律基本科目に属する必修科目の第 1 年次科目及び第 2 年次の基幹科目については、行政法（兼担教員）、民法Ⅲ（兼担教員と兼任教員との共同授業）以外は、専任教員が担当している。

5. 法科大学院修了後の継続的な学修支援

平成 25 年度より、「法務学修生」の制度を設け、本法科大学院修了生に、自習室（個席）をはじめとする施設利用を認めることとして、司法試験合格に向けた良質な学習環境を提供するとともに、オフィス・アワーの利用を可能とすることにより、修了後の学習支援も積極的に行っている。

観点 3－2 主体的な学習を促す取組

（観点に係る状況）

1. 学生の主体的な学習を促す取組

本法科大学院では、学生の主体的な学習を促し、教員と学生とのコミュニケーションを図るため、オフィス・アワー制度を設けている（【別添資料 7】参照）。

また、平成 24 年度末には、修了生弁護士によるオフィス・アワー制度を新設し、より学生に近い立場にある先輩としての修了生である弁護士が、学生の相談に応じ、学習及び進路選択に関する指導を行うことを可能にした。

【別添資料 7：オフィス・アワー制度利用状況(平成 26 年度)】

（出典：法科大学院助教室資料）

また、自習室は、教職員の夏季一斉休業及び年末年始の期間を除き年間を通じて 24 時間利用可能とし、また、全学生に個別の指定席を割り当てている。自習室ではインターネット環境を整え、無線 LAN によるインターネット・アクセスを確保するとともに、次の表のとおり、データ・ベースと教育・教務機能を兼ね備えた“法律学教育研究支援システム（TKC）”を導入している（【資料 3－2－1】）。全ての学生に TKC 教育研究支援システムの個人 ID が割り当てられているため、学生は、同システム上に掲載される授業の予習・復習のための課題や教材、定期試験の過去の問題、判例等のデータ・ベースに 24 時間アクセスすることができる。これは、効率的な双方向授業の準備、授業外での学生と教員との双方向コミュニケーション、効果的な予習・復習方法の確保といった観点において、学生指導・教育支援の質的向上を飛躍的に高めるものである。なお、同システムなどを介して提示される学習のための教材は、各授業の担当教員が、市販のロースクール教材や判例・文献等を参考にしながら、学生の十分な予習と授業後の復習のために作成したものである。

【資料 3－2－1：TKC 教育研究支援システム】

○TKC 教育研究支援システム

行	お知らせ区分	件名	掲載者	掲載日
1		【付上検索の講演会(連続関係)及びその他の講演会について】	矢部 良二	204/1/0/20
2		【連続講演会(連続関係)のご案内(10月31日開催・村上孝子様恵)】	佐藤 隆之	204/1/0/10
3		【フジテレビ・デューク・ザ・ユニオン上院議員記念講演会のご案内】	専門職大学院係	204/1/0/29
4		【司法研修所・検察教官による講演会のご案内】	専門職大学院係	204/1/0/16
5		【講演会及び在学生・同窓生交流会開催のご案内(再掲)】	成瀬 泰典	204/1/0/18
6		【講演会及び在学生・同窓生交流会開催のご案内】	成瀬 泰典	204/1/0/31
7		【本日期間】第2回連続講演会(企業法務実習1公開授業)のご案内(リマインド)	佐藤 隆之	204/1/0/11
8		【第1回連続講演会(連続関係)のご案内(リマインド)】	佐藤 隆之	204/1/0/25
9		【第2回連続講演会(連続関係)の日程】	佐藤 隆之	204/1/0/10

(出典：法科大学院ウェブサイト)

2. 単位の実質化への配慮

①授業時間外の学習時間の確保

本法科大学院では、単位の实質化を図るために、まず、授業時間外の学習時間の確保に向けて、【資料 3-2-2】の表のとおり、定期試験前に試験準備期間を設けており、また、連続講義（夏季・冬季集中講義）については、【資料 3-2-3】の表のとおり、講義終了後 1 週間以上経た時点に試験日を設けている。

【資料 3-2-2：授業日程】

授業等の区分	授業等の日程
オリエンテーション	4月2日(木)
入学式・個別履修指導	4月3日(金)
前期授業	4月6日(月)～7月22日(水)
前期補講期間	7月23日(木)
試験準備期間	7月24日(金)
前期試験期間	7月27日(月)～8月3日(月)
夏季休業	8月10日(月)～8月14日(金)
夏季授業	8月4日(火)～8月7日(金) 8月17日(月)～9月30日(水)
後期授業Ⅰ	10月1日(木)～12月22日(火) ※11月6日(金)3, 4, 5, 6限は法科大学院入試設営に伴う休講
後期補講期間 (月曜日授業の補講日とする)	12月24日(木)
冬季休業	12月25日(金)～1月1日(金)
後期授業Ⅱ	1月4日(月)～1月25日(月)
試験準備期間	1月26日(火)～1月27日(水)
後期試験期間	1月28日(木)～2月4日(木)
学位記授与式	3月25日(金)

(出典：平成 27 年度法科大学院学生便覧)

【資料 3-2-3：集中講義の日程】

授業科目	担当教員	日 程	備	試験方	試験日時

			考	法	
模擬裁判	矢部教授 廣瀬講師 翠川講師	8/24（月）～8/25（火） 9/1（火）～9/3（木）		-	-
環境法Ⅱ	大塚講師	8/6（木）～8/7（金） 8/27（木）～8/28（金）		レポート 試験	提出期限 9/24（木）
実務租税法	瀧本講師	9/7（月）～9/11（金）		筆記試験	9/25（金） 10時00分～11時30分
金融法	本多講師	8/17（月）～8/21（金）		レポート 試験	提出期限 9/11（金）
少年法・ 刑事政策	廣瀬講師	8/18（火）～8/20（木） 8/24（月）～8/25（火）		筆記試験	9/24（木） 10時00分～11時30分
エクスターン シップ	官澤教授 坂田教授	8/26（水）	事前 指導		2講時
		9/7（月）～9/11（金）	各法 律事 務所		
		9/14（月）～9/18（金）			
		9/30（水）	事後 指導		3～5講時

（出典：専門職大学院係資料）

②組織的な履修指導

本法科大学院では、学生が入学時から教育課程の履修に専念できるよう、教員（前年度の教務委員会委員）が、オリエンテーションの際に、総合履修指導を実施している（【別添資料 8】参照）。

【別添資料 8：平成 27 年度オリエンテーション・プログラム】

（出典：専門職大学院係資料）

③科目登録単位数の上制限

本法科大学院では、履修科目登録単位数について、第 1 年次生は必修 30 単位のほか法律基礎演習 1 単位、リーガル・リサーチ 2 単位、法学の基礎 1 単位の計 34 単位を、第 2 年次生は必修 28 単位のほか 8 単位までの計 36 単位を、第 3 年次生は計 44 単位を、それぞれ上限として設定している（ただし、L2 年次生における履修科目として登録できる単位数の上限に、エクスターンシップは含まない。）

（【資料 2-1-2】参照）。

3. 厳格かつ公正な成績評価

本法科大学院では、次のような成績評価の基準を設け、合格者の成績については相対評価、不合格の判定（D）は絶対評価（習熟度評価）を行うことを原則とした上で、当該基準を学生及び全教員に公表し周知している（【資料 3-2-4】）ほか、定期試験、中間試験・小テスト、平常点など、成績評価の要素とその考慮割合については、授業科目ごとにシラバスに明記することとしている。

【資料 3-2-4 成績評価】

- ① 成績は、筆記試験（中間試験及び期末試験のほか、レポート方式による試験も含む。）及び平常点（課題の成績、授業における発言内容、授業への欠席状況を含む。）を総合評価して、これを行う。
- ② 筆記試験については、たとえば、以下のような能力等を総合的に評価する。
 - ・事案分析解決能力
 - ・基礎的・専門的法知識の確実な理解、体系的な法的思考能力

・法的な議論を説得的に表現する能力
 ・創造的・批判的思考能力
 ③ 成績は、以下の基準による。
 AA...90～100点：若干名
 A ... 80～89点 :20%を上限とする。
 B ... 70～79点 :40%を標準とする(±20%)。
 C ... 60～69点 :40%を標準とする(±20%)。
 D ... 59点以下 :不合格。
 ただし、授業科目の特性・内容、受講者数等により、上記の比率と異なる取扱いを認めるべき
 授業科目については、この限りでない。

(出典：東北大学法科大学院総合履修指導資料)

さらに、定期試験が適切に実施され、その成績評価が恣意的なものとならないよう、各担当教員に対して、定期試験の実施後、試験問題の趣旨及び一般的な採点基準に関する解説・講評を行うように求めている。

また、本法科大学院では、成績評価が「不合格」であった学生に対して、不合格との評価を受けた授業科目が再試験を行わなかった場合には、「不服申し立て」を行うことができることとしているほか（制度の内容については【別添資料 9】参照）、所定の書面により、カリキュラム等委員長に対して、成績評価について、担当教員による説明を求めることができることとしている。

【別添資料 9：「成績評価不服申し立て制度」について】

(出典：専門職大学院係資料)

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を大きく上回る。

(判断理由)

必修科目をはじめとする多数の授業科目を、少人数で実施することにより、教員と学生の質疑応答からなる双方向型授業（いわゆるソクラテス・メソッド）を可能にしているだけでなく、TKC 教育研究支援システムを活用するなどして、授業外でも双方向型の学習支援を行っている。

また、必修科目は、固定クラス、固定席による少人数教育を実現しており、高度な専門職業人である法曹の養成に相応しい密度の高い教育を実施している（観点 3-1）。なお、修了生に対する学習支援策として、「法務学修生」制度を設け、修了後の学習環境を確保している。

授業外の学生の主体的学習を促進するために、オフィス・アワー制度、TKC 教育研究支援システムを利用した質問の受付といった複数のチャンネルを用意している。オフィス・アワー制度については、修了生オフィス・アワー制度を設け、より一層の充実を図った。また TKC 教育研究支援システムを利用した予習・復習の指示、過去の定期試験問題の提供、法令や判例に関するデータ・ベースの提供、電子教材の提供など、学生が自習のために補助手段を容易に活用できるように配慮している（観点 3-2）。

以上のことを総合すると、「2 ないし 3 年間の教育課程において「優れた法曹」を養成することを可能にする少人数・対話型双方向授業の積極的導入」という教育方法に関する目的に照らして、本法科大学院の教育方法は極めて優れたものであり、関係者から期待される水準を大きく上回るものと判断される。

分析項目Ⅳ 学業の成果

（１）観点ごとの分析

観点４－１ 学生が身に付けた学力や資質・能力

（観点に係る状況）

１．単位取得状況

本法科大学院では、年次ごとに身につけるべき学力、資質・能力の程度を明示し、要求される水準に到達した者だけを進級させる制度（進級制）を採用しており、平成 22 年度末修入学者からは 2 年次に進級するためには、第 1 年次科目 30 単位を修得しなければならないが、仮に、前記単位を修得した場合でも、第 1 年次科目の成績の単位加重平均値が 65 点未満の場合には進級できないこととなっている。また、第 2 年次から第 3 年次に進級するためには、基幹科目 28 単位すべてを修得しなければならないが、仮に、前記単位を修得した場合でも、基幹科目の成績の単位加重平均値が 65 点未満の場合には進級できないこととなっている（東北大学法科大学院規程 9 条、10 条）。

平成 25 年度及び 26 年度の単位習得状況は次のとおりである（【資料 4-1-1】）。

【資料 4-1-1：単位取得状況】

年度	学年	取得単位数（上段）／人数（下段）							平均取得単位数
平成 25 年度	L1	32～	30～	28～	26～	24～	22～	20～	24.5（単位）
	計 16 人	10 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	6 人	
	L2	36～	34～	32～	30～	28～	26～	24～	28.2（単位）
	計 50 人	26 人	3 人	1 人	3 人	2 人	1 人	14 人	
	L3	44～	42～	40～	38～	36～	34～	32～	31.0（単位）
	計 54 人	0 人	1 人	1 人	3 人	4 人	10 人	35 人	

平成 26 年度	L1	34～	32～	30～	28～	26～	24～	22～	22.0（単位）
	計 18 人	7 人	0 人	1 人	2 人	0 人	0 人	8 人	
	L2	36～	34～	32～	30～	28～	26～	24～	30.5（単位）
	計 45 人	29 人	2 人	1 人	0 人	3 人	1 人	9 人	
	L3	44～	42～	40～	38～	36～	34～	32～	28.4（単位）
	計 37 人	0 人	1 人	1 人	1 人	3 人	6 人	25 人	

（出典：専門職大学院係調べ）

２．進級状況、修了・学位取得状況

平成 25 年度及び平成 26 年度の進級状況・修了・学位取得状況は【資料 4-1-2】のとおりである。なお、L3 年次修了は、法科大学院修了・法務博士学位の取得を意味する。

【資料 4-1-2：進級状況、修了・学位取得状況】

年度	学年	在籍者数	進級者・修了者数	原級留置者数
平成 25 年度	L1	16	12	4
	L2	48	35	13
	L3	54	50（法務博士学位取得）	4
平成 26 年度	L1	18	10	6
	L2	45	34	7
	L3	37	37（法務博士学位取得）	0

（出典：専門職大学院係資料）

本法科大学院では進級制を採用しているため、高度専門職業人たる法曹に必要な能力と資質を各年次で修得できなかった学生は、原級留置（留年）となる。平成 22 年度末修入学者より原級留置者については、以下のように対応している。

第 1 年次の原級留置者については、成績が 65 点未満であった授業科目を全て再履修しなければならない。かつ、成績評価が 65 点以上であった授業科目を再履修することができる。また、第 2 年次に進級できなかった翌年度における第 1 年次科目の成績の単位加重平均値は、再履修した授業科目は再履修した年度の成績を、再履修しなかった授業科目は前年度の成績を基礎に算定される。

第 2 年次の原級留置者については、成績が 65 点未満であった授業科目を全て再履修しなければならない。また、成績評価が 65 点以上であった授業科目を再履修することができることとし、かつ、第 2 年次・第 3 年次配当科目の履修を認めている。また、第 3 年次に進級できなかった翌年度における基幹科目の成績の単位加重平均値は、再履修した授業科目は再履修した年度の成績を、再履修しなかった授業科目は前年度の成績を基礎に算定される。

3. 資格取得状況

法科大学院が専門職大学院として法曹養成に特化した教育機関であることから、資格取得者数として、司法試験合格者数のみを掲げることとする。

本法科大学院の実績は【資料 4-1-3】のとおりである。

【資料 4-1-3：資格取得状況（司法試験）】

修了年度	修了者数	司法試験 受験年度	司法試験 志願者数	司法試験 受験者数	短答式 合格者数	最終 合格者数
平成 17 年度	45	平成 18 年度	43	42	33	20
平成 18 年度	79	平成 19 年度	102	96	81	47
平成 19 年度	93	平成 20 年度	141	127	105	59
平成 20 年度	108	平成 21 年度	179	154	107	30
平成 21 年度	86	平成 22 年度	208	159	133	58
平成 22 年度	98	平成 23 年度	223	170	132	54
平成 23 年度	89	平成 24 年度	215	173	120	38
平成 24 年度	71	平成 25 年度	219	173	133	39
平成 25 年度	50	平成 26 年度	177	159	121	42
平成 26 年度	37	平成 27 年度	153	136	102	35

（出典：法務省ウェブサイト「司法試験」より作成）

観点 4-2 学業の成果に関する学生の評価

（観点に係る状況）

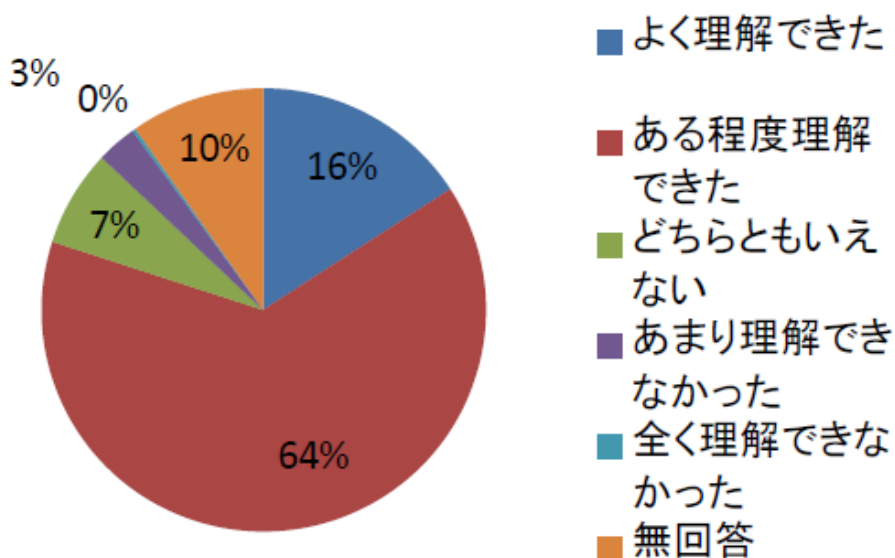
授業評価アンケートの結果

平成 25、26 各年度に実施した授業評価アンケートの結果としては、次の表（【資料 4-2-1：授業評価アンケート集計結果】）に見られるように、アンケートの各項目に関して、肯定的な回答が多い。平成 25 年度の結果では、学生の学業の到達度を示す項目として、「この授業の内容を理解できましたか」につき、「よく理解できた」が 16%（平成 26 年度は 21%）、「ある程度理解できた」が 64%（平成 26 年度は 65%）と解答している。学生の満足度を示す項目として、「講義要綱に示されたこの授業の目標に対するあなたの達成度はどの程度ですか。」につき、「完全に達成できた」が 4%（平成 26 年度は 6%）、「ある程度達成できた」が 63%（平成 26 年度は 73%）と回答している。このように、到達度、満足度とも、肯定的回答が約 8 割を占めている。

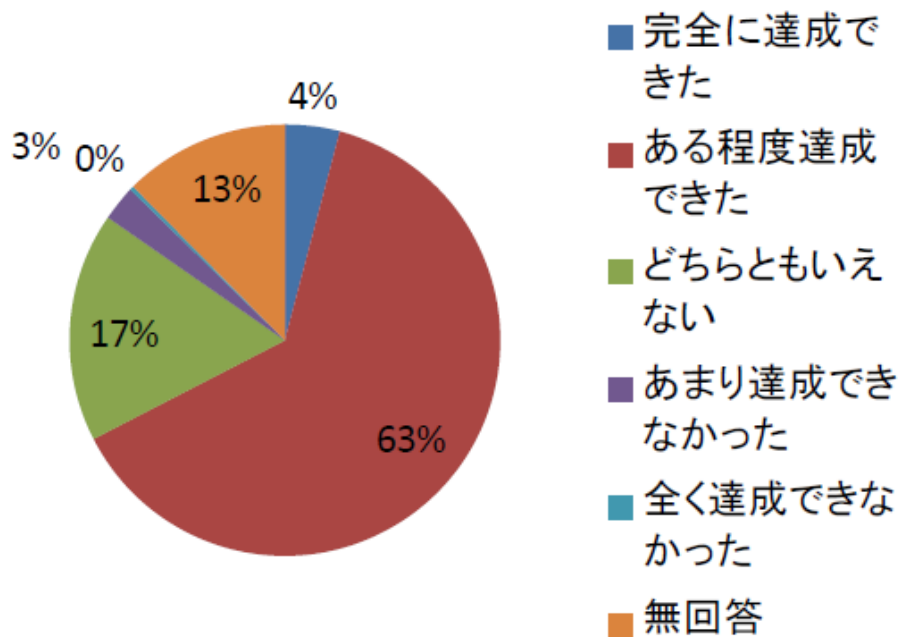
【資料 4-2-1：授業評価アンケート集計結果】

平成 25 年度（2013）年度 前後期 授業評価アンケート集計結果

この授業の内容を理解できましたか

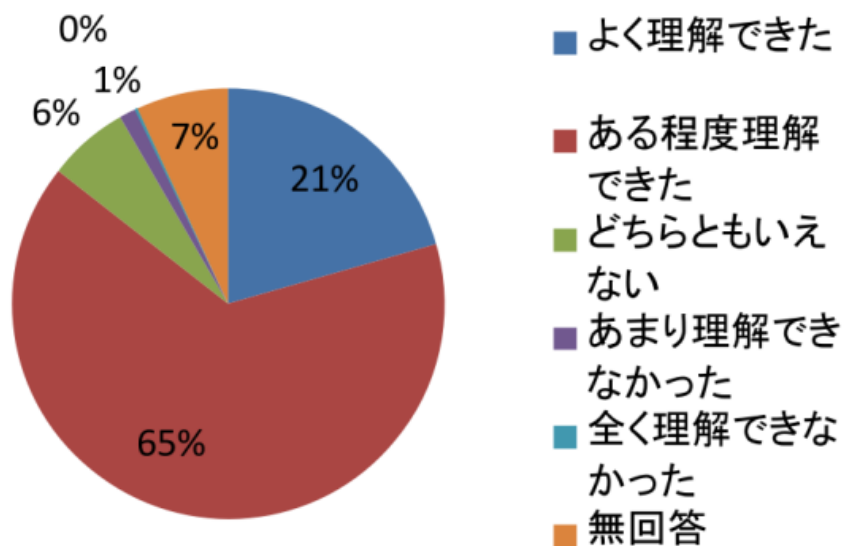


講義要綱に示されたこの授業の目標に対するあなたの達成度はどの程度ですか。

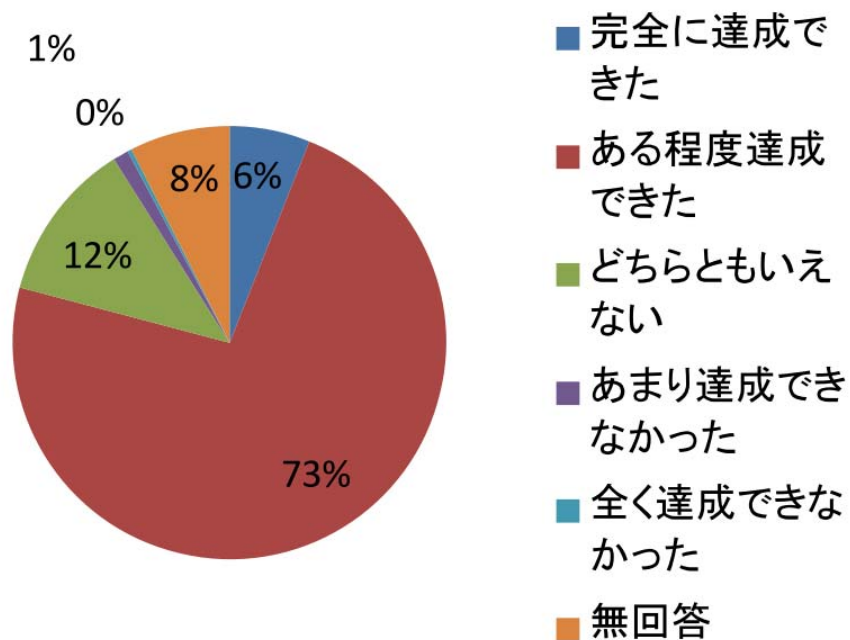


平成 26（2014）年度 前後期 授業評価アンケート集計結果

この授業の内容を理解できましたか



講義要綱に示されたこの授業の目標に対するあなたの達成度はどの程度ですか。



(出典：専門職大学院係資料)

（２）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準を大きく上回る。

（判断理由）

本法科大学院では、厳格な進級制を採用すると同時に、成績評価基準の客観化と公表、定期試験の一般・個別講評の実施、成績評価不服申立て制度の整備を通じて、恣意的な成績評価による進級制の空洞化を阻止し、個々の科目の成績評価を実効的なものとすることにより、高度専門職業人たる法曹に必要とされる能力と資質の確保を図っている（観点 4-1）。

また、学生の学業到達度・満足度も高い（観点 4-2）。いずれも、『優れた法曹』の養成」という観点に照らした場合、在学中及び修了の時点において、教育の成果・効果が充分にあがっていることを示している。

以上のことを総合すると、『厳格で公正な成績評価』に基づく進級制の採用を通じた、関係者の期待に応えうる『優れた法曹』の輩出」という成果面での教育目的に照らして、本法科大学院における学業の成果は優れたものといえ、関係者から期待される水準を大きく上回っていると判断される。

分析項目 V 進路・就職の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 5-1 卒業(修了)後の進路の状況

(観点に係る状況)

進路状況

本法科大学院を修了した者のうち平成 26 年司法試験の合格者数は 42 名で全国 10 位、合格率は 26.42% で全国 10 位であった。また、平成 27 年司法試験の合格者は 35 名で全国 13 位、合格率は 25.74% で全国 12 位であった。

本法科大学院修了者の司法試験合格者数及び合格率を修了年度別に整理した表は、以下のとおりである（【資料 5-1 修了年度別（新）司法試験合格状況】）。

【資料 5-1 修了年度別（新）司法試験合格状況】

	修了者		合格者		合格者内訳																		累積合格率					
	既修	未修	既修	未修	18年合格		19年合格		20年合格		21年合格		22年合格		23年合格		24年合格		25年合格		26年合格		27年合格		既修	未修	計	
					既修	未修	既修	未修	既修	未修	既修	未修	既修	未修	既修	未修	既修	未修	既修	未修	既修	未修	既修	未修				
平成17年度修了者	45	-	29	-	20	-	5	-	4	-	0	-	0	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	64.44%	-	64.44%
平成18年度修了者	49	30	36	22	-	-	29	13	7	8	0	0	-	1	0	0	/	/	/	/	/	/	/	/	/	73.47%	73.33%	73.42%
平成19年度修了者	52	41	37	19	-	-	-	-	27	13	5	3	3	3	2	0	0	0	/	/	/	/	/	/	/	71.15%	46.34%	60.22%
平成20年度修了者	67	41	40	18	-	-	-	-	-	-	15	7	17	5	8	4	0	1	0	1	/	/	/	/	/	59.70%	43.90%	53.70%
平成21年度修了者	53	33	35	21	-	-	-	-	-	-	-	-	20	9	12	8	3	2	0	1	0	1	/	/	66.04%	63.64%	65.12%	
平成22年度修了者	54	44	31	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	7	8	7	5	3	3	2	2	0	57.41%	43.18%	51.02%	
平成23年度修了者	51	38	23	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	9	6	5	6	4	3	0	45.10%	47.37%	46.07%	
平成24年度修了者	47	24	29	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	1	7	1	5	2	61.70%	16.67%	46.48%		
平成25年度修了者	34	16	23	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	2	7	1	67.65%	18.75%	52.00%		
平成26年度修了者	22	15	11	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	4	50.00%	26.67%	40.54%	
修了者合計	474	282	266	121	20	-	34	13	38	21	20	10	40	18	35	19	19	19	28	11	32	10	28	7	56.12%	42.91%	51.19%	

司法修習終了後の進路については、平成 20 年度より追跡調査を開始し、平成 22 年 11 月に設立された法科大学院同窓会（東北大学法学部同窓会法科大学院部会）の協力を得て、本法科大学院修了生のうち、司法修習をすでに終えた新 67 期（平成 25 年度修了生までを含む）までの実務法曹 336 名の進路（判事補 16 名、検事 11 名、弁護士 309 名）を把握することができた。

現在、司法修習中の司法研修所新 68 期（平成 26 年度修了生までを含む）は 42 名、同 69 期（予定）は 35 名であり、これらの者の進路の把握についても、法科大学院同窓会と連携することとしている。

また、法曹以外の道に進んだ者についても、上記同窓会等を通じて情報収集に努めており、以下のものを把握している。

- 裁判所書記官（事務官） 30 名
- 会計検査院 1 名
- 財務省 1 名
- 厚生労働省 3 名
- 国税専門官 1 名
- 岩手県職員 1 名
- 宮城県職員 4 名
- 宮城県警察 1 名
- 茨城県職員 1 名
- 栃木県職員 2 名
- 東京都職員 1 名
- 千葉県職員 3 名
- 静岡県職員 1 名
- 岡山県職員 1 名
- 広島県職員 1 名

ふじみ野市役所 1名
民間企業 9名

平成 24 年度より、修了生を対象とする各種行事や就職情報などの情報発信（ウェブサイトと電子メールによる）を拡充させており、本法科大学院と修了生との関係維持に努めているところである。

観点 5-2 関係者からの評価

（観点に係る状況）

関係者からの評価

本法科大学院は、想定する関係者として、法曹三者を中心に考えており、平成 19 年度以降ほぼ毎年、大学教員、仙台地検検事正、仙台弁護士会元会長らを委員として、法学研究科独自の外部評価を実施している。平成 26 年度には、【別添資料 10】のとおり実施した。その際には、入学志願者の減少について、一法科大学院が食い止められる問題ではないが、広報を強化する必要があるとの指摘を受けた（法学研究科 HP 自己点検・評価「東北大学大学院法学研究科・法学部外部評価（第三者評価）委員会 [平成 6 年度] 評価結果」、総合法制専攻 評価項目 2. 教育の実施体制（URL：http://www.law.tohoku.ac.jp/gaibu_hyouka/data/2014.pdf）。

なお、本法科大学院は、平成 25 年度までに、第 9 期修了生までを送り出しているが、彼らの法曹界その他社会における活躍についての評価を確認するには至っていない。

【別添資料 10：外部評価（第三者評価）実施概要

（出典：法学研究科資料）

（2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準を大きく上回る。

（判断理由）

平成 26 年・平成 27 年の司法試験の合格者数・合格率は 11 位前後であり、首都圏の法科大学院に法曹志望者が集中する傾向が高まっている状況の中では、健闘しているといえる。

また、平成 22 年 11 月には、法科大学院同窓会（東北大学法学部同窓会法科大学院部会）を設立し、その協力も得ながら、（新）司法試験合格者及び未合格の修了生の進路状況の把握に努めている。その結果、仙台弁護士会に登録している弁護士の 4 人に 1 人が本法科大学院の出身者であることが明らかになった。このことは、本法科大学院が、東北地方における法曹養成の拠点としての機能を果たしてきたことを示している。

以上のことを総合すると、「『優れた法曹』を養成する」という基本的な教育目的に照らして、本法科大学院の進路・就職の状況は極めて優れたものといえ、関係者から期待される水準を大きく上回っていると判断される。

Ⅲ 改善への取組状況

1. 認証評価結果

第三者機関による評価を受けるために、大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価を平成25年度に受審し、「大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している」旨の評価を得た（これについては、大学評価・学位授与機構ウェブサイトを参照のこと）。

この認証評価結果では、本法科大学院の優れた点として、次のことが挙げられている。

- 成績優秀者に対する当該法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。
 - 当該法科大学院の学生に対する学生心理相談室が設置されており、心理療法士が配置されている。
 - 「教員の専門分野に関する能力の向上を図り、もって本研究科の研究・教育の推進に資する」ことを目的としてサバティカル制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。
- また、本法科大学院の特色ある点として、次のことが挙げられている。
- 研究者養成をも目的とした授業科目「リサーチペーパー」が開講されている。

また、この認証評価結果において、改善を要する事項として6点が挙げられたが、すべて個別の科目に関するものであり、平成26年度において、すでに必要な対応を図った。

【別添資料11：改善を要する点の対応状況（平成26年度法科大学院年次報告書抜粋）】

（出典：法学研究科資料）

2. 司法試験の結果

先にも見たように（観点5-1）、本法科大学院修了者の平成26年司法試験合格者は42名（全国10位）、合格率は26.42%（全国10位）であった。

また、平成27年司法試験合格者は35名（全国13位）、合格率は25.74%（全国12位）であった。

3. 教育の充実

修了者の質の確保・向上のために、平成23年度より、第3年次に法律基本科目である「応用基幹科目」を新設して段階的・反復的な教育課程を充実させ、平成26年度には、履修可能科目数を2科目から3科目に拡大した

また、平成26年度から、定期試験講評会の実施と司法試験問題解説会の実施を行うこととしたほか、特に法学未修者に対する効果的な教育を行うため、第1年次の学修支援科目として、新たに「法律基礎演習」と「法学の基礎」を新設した。

加えて、平成27年度からは、合格者に対する説明会や授業参観制度を設けるなど、入学前指導の充実を図り、在学生に対しては、1限と2限の休憩時間を20分に変更し、必修科目である基幹科目について授業終了後の質問時間を確保したほか、教員オフィス・アワー制度の柔軟な実施を可能とするなど、学修支援の強化を図った。

4. 厳格な成績評価の徹底

進級要件を厳格化することとして、第1年次及び第2年次の法律基本科目（必修）の成績の単位加重平均値が65点未満の場合には進級を認めないことを中心とした制度を設け、平成22年度入学者から実施している。これにより、以前よりも、法科大学院修了生の質の保証が担保されることとなった。

5. 入試制度の改善

平成26年度入学者選抜から、法学既修者としての選考を希望する者に対して、それが認められなかった場合に、法学未修者としての選考を希望するか否かを示すことができる制度（併願制）を導入し、法学の能力に関して不安がある者も、積極的に既修者として出願することを可能にすることとして、入学者数の確保に努めると同時に、入学者の質の確保を図ることとした。

また、平成28年度入学者選抜からは、優秀な法学部生の法科大学院への進学意欲を高めるために、今までよりも短期間に法曹になることを可能にする飛び入学制度を、法曹の多様化に対する社会的需要に応えるために、社会人・他学部出身者を対象とした特別選抜制度を導入した。